

2020年1月24日

函南町軽井沢メガソーラーを考える会
軽井沢区長 殿
ダイヤランド区長 殿

株式会社トーエネック
エネルギー事業部長

軽井沢メガソーラー計画(函南案件)に関するお問い合わせについて(回答)

拝啓 新春の候 益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、2019年12月16日実施のお話し合いにていただきましたお問い合わせ事項につきまして、以下のとおり弊社の見解をご回答いたします。

1 売買対象となっていない住民の土地が無断で事業計画地として株式会社ブルーキャピタルマネージメント(以下「ブルーキャピタル」)との太陽光発電設備売買契約(以下「設備買契約」)に記載されていることについて

設備買契約は、太陽光発電施設を建設のうえ譲渡する契約であり、本件事業用地一覧は、契約締結当時の事業計画地を記載したものにすぎません。その後の調整により確定した事業対象地には、別途、地上権設定契約を締結しておりますが、今回ご指摘いただきました土地は、これに含まれておりません。以上のとおりの経緯であり、設備買契約上の土地の記載は、土地所有者の方の権利義務に何ら影響を与えるものではないため、問題ないと考えます。

↑

確かに、土地所有者の権利義務に影響はない。

しかし、情報公開請求によりトーエネックとブルーキャピタルが結んだ契約書の内容に土地所有者は不安を抱くなど「精神的被害」を受けたことに対する道義的責任があるのではないかと質問しましたが、持ち帰って検討する旨の回答でした。

2 事業者が参加していない住民のみの会議が「事業説明会」として林地開発許可申請の際の開発計画説明実施報告書(以下「報告書」)に記載されていることについて

2019年1月10日開催の軽井沢区住民説明会には、ブルーキャピタルは出席しておりませんでした。一方、2018年12月21日開催の軽井沢区住民説明会にはブルーキャピタルが出席しており、また 役員の方だけでなく住民の皆様も出席していたとの報告を受け

↑

その出席の説明を求めているのではない。

なぜ、虚偽の記載したのかを質問しているのに、論点を意図的にずらした回答でした。

ております。したがって、報告書には記載誤りがあり、



「記載誤り」とは根拠の無い言い訳でしかありません。

報告書記載の虚偽内容は、記載ミスで起こるものではありません。故意に虚偽の内容を書いているのですから、今後も引き続き追及していきます。

現在、その行政手続き面の取り扱いについてブルーキャピタルにて対応を検討しているところでは、



具体的に何を検討しているのか説明を求めるも答えず今後も引き続き追及していきます。

3 今後、協議する旨の合意書を軽井沢区長に無断で林地開発許可申請書に利用していることは個人情報保護法違反であるとのご指摘について

今後協議する旨の合意書を、林地開発許可申請にあたり、行政に提出したことは、法令に基づく提供であり、



その法令は、具体的な法令と条文を示すよう質問するも「分からない」などと無責任な回答であることから、次回までに確認し文書と口頭で説明を求めたところトーエネックは、それに応じました。

個人情報保護法上、違法性はないとの見解を複数の法律専門家から得ております。



弁護士の名前を明らかにして、その弁護士名による説明文書を頂きたい。違法性がないとの見解を導いた根拠を明確にし、次回の話し合いには、文書と口頭で説明するよう求めたところ、トーエネックは、それに応じました。

4 函南案件に関する当社の姿勢と方針について

先日のお話し合いの際、住民の皆様からご意見をいただきましたが、住民の皆様のご懸念は函南案件の環境および安全面への影響と理解しております。今後、環境アセスメントを通じて、住民の皆様、専門家等のご意見を踏まえ、自然災害への対策等につき、再度十分な検討・評価を行っていく所存です。



台風 19 号で証明されたとおり、複数のメガソーラー建設地で土砂崩れが発生し、水害は

下流域の広い範囲に及び、沼津の各漁港や駿河湾にまで被害があったことを踏まえれば、環境アセスの範囲は、少なくとも、軽井沢建設予定地から駿河湾中程まで、広範囲で行うことを約束するよう要求。(トーエネックは、会社に持ち帰り検討しますとの回答。)

また、林地開発許可の際 行政指導として示された事項に関しましては、ブルーキャピタルに対しましては、早い段階で説明会の開催をする等、住民の皆様丁寧に丁寧な説明をするよう要請し、当社からご説明することも検討しているところです。

↑

トーエネックは、半年前から同じことを私達に繰り返し説明していますが、未だに、それが実現していない旨を追及すると、上記説明を繰り返すのみであり、今後も追及していく考えです。

なお、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の経過措置における届出につきましては、函南町と調整しているところです。

↑

何を調整をしているのか。

届出を求められているのに、何故、調整する必要があるのか。

との質問に、「調整内容はお伝えできない。」などと拒んでいます。

※ 余程、不都合なことがあると推察されます。

※ トーエネックとの話し合いの中で**重要発言**ありました。

それは、「函南町が条例適用すると言え、それに従います。」との説明でした。

つまり、

函南町はブルーキャピタルやトーエネックに対して、「条例は適用しない」旨の話し合いが行われていることが、この発言から明らかになりました。

以上、何卒、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

敬 具